

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう

契約日	件名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数	
		当初	変更経過	最終（現時点）								
001	令和6年01月11日	洛西地域における公共交通PR業務	9,996,470		9,996,470	都市計画局歩くまち京都推進室	株式会社讀賣連合広告社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
002	令和5年09月25日	令和5年度観光地等交通対策に係る警備業務	7,875,395		8,034,895	都市計画局歩くまち京都推進室	株式会社コトナ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
003	令和5年09月15日	令和5年度パークアンドライド利用の促進業務	13,420,000		14,047,000	都市計画局歩くまち京都推進室	凸版印刷株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
004	令和5年07月13日	令和5年度近畿圏総合都市交通体系調査業務	8,877,000		9,669,000	都市計画局歩くまち京都推進室	中央復建コンサルタンツ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
005	令和5年12月12日	公共交通担い手確保広報業務	13,000,000		13,000,000	都市計画局歩くまち京都推進室	株式会社讀賣連合広告社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
006	令和5年04月01日	京都駅八条口一般車乗降場における車両誘導・啓発等業務	25,089,075		25,275,937	都市計画局歩くまち京都推進室	株式会社コトナ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
007	令和5年04月13日	令和5年度京都市防災まちづくり専門家派遣業務	12,550,000		12,350,000	都市計画局まち再生・創造推進室	公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
008	令和5年11月20日	京都市養正市営住宅新2号棟及び新3号棟（仮称）新築工事監理業務委託	49,192,000		49,192,000	都市計画局住宅室すまいまちづくり課	株式会社内藤建築事務所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
009	令和5年05月17日	養正市営住宅団地再生事業に伴う底地整理等業務	9,992,400		7,994,800	都市計画局住宅室すまいまちづくり課	公益社団法人京都公共囀託登記土地家屋調査士協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
010	令和5年06月15日	桃陵市営住宅敷地における土壌調査業務委託（平面絞込み調査）	6,420,700		6,344,800	都市計画局住宅室すまいまちづくり課	いであ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第7号	物品			
011	令和5年10月30日	京都市三条市営住宅新築工事 ただし、S1棟（仮称）建築主体その他工事について	577,280,000		577,280,000	都市計画局住宅室すまいまちづくり課	株式会社藤井組	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	工事			
012	令和5年04月13日	錦林市営住宅境界確定等業務委託	6,820,000		6,602,200	都市計画局住宅室すまいまちづくり課	公益社団法人京都公共囀託登記土地家屋調査士協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
013	令和4年09月22日	団地再生事業（錦林市営住宅）開発行為協議書等作成業務委託	10,549,000		11,522,500	都市計画局住宅室すまいまちづくり課	第一測量設計株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	工事			
014	令和5年03月14日	中京区西ノ京新建町12-38（新建公園）における埋蔵文化財発掘調査業務	30,833,000		26,741,000	都市計画局住宅室すまいまちづくり課	公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
015	令和5年08月30日	壬生東市営住宅に係る境界確定等業務委託について	13,961,200		7,593,300	都市計画局住宅室すまいまちづくり課	公益社団法人京都市共囀託登記土地家屋調査士協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
016	令和6年01月04日	令和5年度被災者向け住宅情報センター運営業務	6,300,000		6,300,000	都市計画局住宅室住宅管理課	京都市住宅供給公社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
017	令和5年08月17日	「京都市市営住宅ストック総合活用指針」住替え事業に係る移転支援業務委託	63,694,023		47,433,281	都市計画局住宅室すまいまちづくり課	株式会社ビードリーム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			

随意契約締結結果報告書

1 件名

洛西地域における公共交通PR業務

2 担当所属名

都市計画局歩くまち京都推進室

3 契約締結日

令和6年1月11日

4 履行期間

令和6年1月11日～令和6年3月29日

5 契約の相手方の住所及び商号等

住所：京都市中京区烏丸通六角下る七観音町630読売京都ビル4階

名称：株式会社讀賣連合広告社

6 契約金額（税込み）

9,996,470円

7 契約内容

令和5年11月に取りまとめた洛西SAIKOプロジェクトの実行策に掲げる「交通のバージョンアップ」の実現に向け、現状の洛西地域における公共交通の利便性及び地域の魅力を交通事業者と連携して地域内外に広くPRし、更なる利用促進を図るとともに、若者・子育て世帯の呼び込みにつなげることを目的に、公共交通機関の広告枠等を活用した情報発信の実施について委託したものを。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、人口減少、少子高齢化が進行する洛西地域において、地域の魅力と現状の公共交通が便利であることを地域外の方々を主なターゲットとして広くPRし、洛西地域への関心を高めるとともに、地域に人が集うことで、まちの活性化、にぎわいの創出を図り、ひいては、若者・子育て世代の呼び込みにつなげることを目的に実施したものである。より効果的な広報を行うには、受け手の目を引き、強く訴え掛けるインパクトある広報内容・手法について提案できる事業者を選定する必要があった。

本業務の目的をより効果的かつ効率的に達成するために、主として価格以外の要素における競争によって契約の相手方を選定する必要があるため、公募型プロポーザル方式により特定した業者と随意契約を行った。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

令和6年1月5日に開催した歩くまち京都推進室プロポーザルに関する業務受託候補者選定委員会において、株式会社讀賣連合広告社を特定したため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度観光地等交通対策に係る警備業務
- 2 担当所属名
都市計画局歩くまち京都推進室
- 3 契約締結日
(当初) 令和5年9月25日
(変更後) 令和5年11月14日
- 4 履行期間
契約日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市東山区三条通白川橋東六丁目今道町250番地の5
株式会社コトナ
- 6 契約金額 (税込み)
(当初) 7,875,395円
(変更後) 8,034,895円
- 7 契約内容
嵐山地域及び東山地域において、秋の観光シーズンに、交通の円滑化及び安全快適な歩行空間の創出を目的に、地元住民・商業者・京都府警等関係機関との連携の下、本市が実施する観光地等交通対策に係る警備業務を委託するもの
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)
当該委託契約後、松原通の慢性的な渋滞を解消するため、東山署、東山区役所、当該委託請負者(株式会社コトナ)及び当室で協議した結果、東山交通対策期間中において、東大路松原交差点に警備員を1名追加で配置することになったため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度パークアンドライド利用の促進業務
- 2 担当所属名
都市計画局歩くまち京都推進室
- 3 契約締結日
(当初) 令和5年9月15日
(変更後) 令和5年10月31日
- 4 履行期間
契約締結日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区中之島2丁目3番18号 中之島フェスティバルタワー
凸版印刷株式会社 西日本事業本部関西クロステックビジネスイノベーション事業部
- 6 契約金額(税込み)
(当初) 13,420,000円
(変更後) 14,047,000円
- 7 契約内容
市内への自動車流入抑制を目指し、駐車場事業者等の関係機関との連携のもと、パークアンドライドの利用促進につながる施策について、企画・検討・実施を行う
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
「秋の観光シーズン(令和5年10月、11月)及び春の観光シーズン(令和6年3月)において、重点利用促進駐車場や臨時パークアンドライド駐車場の利用率の向上」を達成するためには、高い技術力(具体的には、本市の交通課題や政策に対する十分な理解と幅広い見識、駐車場事業者等の関係機関との連携・調整能力、効果的なパークアンドライドの広報及びインセンティブ付与に係る企画立案能力・課題分析能力)が不可欠であり、提案内容、運営体制、これまでの実績、価格その他様々な要素から相手方を選定する必要があったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、プロポーザル方式により特定した業者と随意契約を行った。
また、契約締結後に広報及びキャンペーンを充実し、利用促進を強化する必要があったため、変更契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

10 契約の相手方の選定理由

令和 5 年 7 月 27 日に開催した歩くまち京都推進室プロポーザルに関する業務受託候補者選定委員会において、凸版印刷株式会社を特定したため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度近畿圏総合都市交通体系調査業務
- 2 担当所属名
都市計画局歩くまち京都推進室
- 3 契約締結日
(当初) 令和5年7月13日
(変更後) 令和5年11月6日
- 4 履行期間
令和5年7月14日から令和6年3月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通三条下ル饅頭屋町595-3 大同生命京都ビル
中央復建コンサルタンツ株式会社
- 6 契約金額 (税込み)
(当初) 8,877,000円
(変更後) 9,669,000円
- 7 契約内容
 - ・計画準備
 - ・課題検討
 - ・全体とりまとめ
 - ・政策評価基礎データ集の作成
 - ・広報資料の作成
 - ・各種会議の資料作成
 - ・報告書作成
 - ・打合せ
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)
(変更の理由)
委託業務で進めている課題検討の「京都市外から京都市内へ来る観光客の動きについての分析」について、別途、特定の地域について詳細な分析を必要とすることとなったため。
- 9 根拠法令
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

歩くまち京都推進室プロポーザルに関する業務受託候補者選定委員会において、令和5年6月15日に、中央復建コンサルタンツ株式会社が最適であると選定したため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
公共交通担い手確保広報業務
- 2 担当所属名
都市計画局歩くまち京都推進室
- 3 契約締結日
令和5年12月12日
- 4 履行期間
令和5年12月12日から令和6年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通六角下る七観音町630 読売京都ビル4階
株式会社読売連合広告社
- 6 契約金額（税込み）
13,000,000円
- 7 契約内容
路線バス、タクシー乗務員のイメージアップを図るとともに、京都市内において路線バス、タクシー乗務員として働く新しい担い手の発掘を目的に、公共交通機関の広告枠等を活用した情報発信を実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、深刻化する公共交通の担い手不足によって、生活交通の維持確保や観光客の移動手段確保に影響が生じていることから、人と公共交通優先の「歩くまち・京都」を実現するため、市民や観光客等の円滑な移動の確保に向けて、公共交通の担い手を確保するため実施するものである。効果的な広報を行うためには、受け手に強く訴えかける広報内容・手法について提案できることが必要であり、かつ、新たな担い手となりうるターゲット層を的確に把握する知識を有している事業者を選定しなければならない。
このため、価格だけでなく、その他様々な要素から契約の相手方を選定する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、公募型プロポーザルを実施し、株式会社読売連合広告社京都支社の提案が、上記を達成するために最適であると判断したため、当該事業者と随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都駅八条口一般車乗降場における車両誘導・啓発等業務
- 2 担当所属名
都市計画局歩くまち京都推進室
- 3 契約締結日
（当初）令和5年4月1日
（変更後）令和5年11月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市東山区三条通白川橋東六丁目今道町250番地の5
株式会社コトナ
- 6 契約金額（税込み）
（当初）25,089,075円
（変更後）25,275,937円
- 7 契約内容
八条通の円滑な交通の確保を目的に、京都駅八条口一般車乗降場を利用する車両に対し、誘導及び啓発・指導等業務を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
当初契約においては、京都駅八条口一般車乗降場への人員配置時間を8時から23時までとしていたが、23時以降も当該乗降場の利用者が多い状態が続いていたため、配置時間を23時30分まで延長することとし、増額の変更契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度京都市防災まちづくり専門家派遣業務
- 2 担当所属名
都市計画局まち再生・創造推進室
- 3 契約締結日
(当初) 令和5年4月13日
(変更後) 令和6年3月4日
- 4 履行期間
令和5年4月14日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1
公益財団法人 京都市景観・まちづくりセンター
- 6 契約金額 (税込み)
(当初) 12,550,000円
(変更後) 12,350,000円
- 7 契約内容
密集市街地における学区単位や路地・町単位の防災まちづくり活動に対し、防災まちづくりについての専門知識を有する者の派遣を行う。
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)
当初契約で予定していた専門家派遣業務の内容に変更があったため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター (以下「センター」という。)は、本業務の委託先に求める要件を以下のとおりすべて満たしており、本業務の遂行に当たって最も適性のある団体であると認められるため、地方自治法施工令第167条の2第1項第2号の規定により、センターと随意契約を締結する。
(1) センターで実施している「まちづくり活動支援事業」の専門家派遣 (コンサルタント派遣) に

において、まちづくりコンサルタント、学識経験者及び一級建築士など、多種多様な専門家を登録するとともに、複数の分野に渡るまちづくりに関する地域のニーズや状況に合わせて適切な専門家を派遣し、市民の自主的なまちづくりの取組が進められてきたという実績があるため、専門家のマッチングに長けていると認められること。

また、これらの取組では、地区計画の策定や防災まちづくりの支援、実務者と連携した空き家活用等に関する幅広い支援を行っており、防災まちづくりに必要な知識、技術、経験等を有していると認められること。

- (2) センターでは、経済、不動産、建築、金融、法律及び市民活動等の多くの団体が集まる「京町家等継承ネット」など、防災まちづくりに欠かせない専門家との協同のネットワークを既に構築しており、これを活用することで、専門家への相談に応じて専門家相互の交流を促進するなど、多様な専門家の支援を可能とする体制が整っていると認められること。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市養正市営住宅新2号棟及び新3号棟（仮称）新築工事監理業務委託
- 2 担当所属名
都市計画局住宅室すまいまちづくり課
- 3 契約締結日
令和5年11月20日
- 4 履行期間
着工命令の日から17か月
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区田中大堰町182番地
株式会社内藤建築事務所
- 6 契約金額（税込み）
49,192,000円
- 7 契約内容
養正市営住宅新2号棟及び新3号棟（仮称）新築工事に係る監理業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本件は養正市営住宅新2号棟及び新3号棟新築工事管理業務委託である。契約の目的を達成するために以下の条件を満たすことが必要となる。
 - ① 養正市営住宅新2号棟及び新3号棟は本市初となるZEH-M Oriented仕様のBELS評価書を取得しており、設計段階から建築・電気・機械にまたがった総合的な性能の検討を行い、両棟の各諸条件に必要な仕様を比較・検討し、決定している。
工事段階においては、新2号棟と新3号棟の工事施工者を異とし、各棟個別の使用材料及び詳細な施工図が提出される中、使用材料の品質管理を行いつつ、設計段階で検討・検証した性能が両棟同様に漏れなく反映されることを、適切に検討・調整することが求められる。特に熱橋部分の断熱仕様については、天井高さに余裕がない中で、全ての住戸においてZEH仕様の重要な要件である強化外皮基準に適合させるという、これまでの市営住宅と比較して、非常に厳しい条件下での設計仕様となっており、工事段階での材料選定や納まりの検討には、両棟の仕様決定に至った比較・検討資料を所持し、これまでの省エネ材料に関する知識やノウハウ等を活用しながら進めることが必要となる。
 - ② また、両敷地は、昨年度の既存棟の解体撤去工事時から、工事車両経路の検討、防音・粉塵対策等において、近隣住民との協議が幾度となく行われてきた経緯がある。新築工事においてはこれを踏まえたうえで、相当な協議が必要と考えられるため、解体撤去工事段階から設計に携わり、敷地状況を熟知し、適切な施工計画を検討・助言できることが必要なる。

以上の要件全てを満たすのは本工事の設計業務委託受注者である株式会社内藤建築事務所に
特定される。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治
法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
養正市営住宅団地再生事業に伴う底地整理業務
- 2 担当所属名
都市計画局住宅室すまいまちづくり課
- 3 契約締結日
(当初) 令和5年5月17日
(変更後) 令和6年3月6日
- 4 履行期間
契約の日から令和6年3月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町439番地
公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会
- 6 契約金額(税込み)
(当初) 9,992,400円
(変更後) 7,994,800円
- 7 契約内容
養正市営住宅団地再生事業に伴う底地整理等業務
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
当初契約後の詳細調査により、面積測量業務等の見直しを行ったため当該業務について増減する。
 - (1) 増額分
本業務は養正市営住宅全域において実施する業務であり、完了まで三か年を見込んでいます。
令和6年度以降の業務における問題点を早期に把握するために、令和5年度に実施する区域よりも広域において資料調査と合成公図の作成を実施したため、調査業務と書類作成等の業務に関する数量を増加する。
 - (2) 減額分
資料調査の結果を受け、関係課と協議した結果、三か年のスケジュールの見直しを行い、令和5年度は9・11棟の境界確定を進めることとした。測量業務は調査業務の一環として実施したため、面積測量と現況測量は不要となった。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

10 契約の相手方の選定理由

本件業務は、土地の境界や沿革に関する綿密な資料調査、境界杭の確認等の現地調査、境界紛争の有無の確認等を行ったうえ、市有地と隣接地の境界を確定し、市有地の実態に応じた適正な表示登記を行うものであり、対象資産の早期の適正な管理及び処分に向け、迅速かつ適正に進める必要がある業務である。

このような業務の目的、性質に照らし、受託者の組織体制・信用・技術力・経験等を総合的に勘案する必要がある。公嘱協会は、土地家屋調査士法第63条の規定により官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行うものによる不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立された公益社団法人であり、多数の土地家屋調査士が所属していることから、迅速かつ適正な業務遂行に向けた体制を構築している。これらのことから、公嘱協会に業務委託するものである。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
桃陵市営住宅敷地における土壌調査業務委託（平面絞込み調査）
- 2 担当所属名
都市計画局住宅室すまいまちづくり課
- 3 契約締結日
（当初）令和5年6月15日
（変更後）令和5年12月13日
- 4 履行期間
契約日の翌日から令和5年12月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市住之江区南港北一丁目24番22号
いであ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（当初）6,420,700円
（変更後）6,344,800円
- 7 契約内容
令和4年度に実施した土壌調査（表層調査）の結果、一部の箇所で土壌汚染が判明したため、汚染判明箇所でより詳細な調査を実施したものを。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本調査は、表層調査（第一段階）の結果を踏まえ、より詳細に平面方向の土壌調査を実施するものである。本調査の結果、以下の物質について、当初想定していた分析検体数から一部増減したため、その分析費用を一部減額する
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方自治法施行令第167条の2第1項第7号
- 10 契約の相手方の選定理由
本業務は、表層調査に係る入札時の参加条件（30,000㎡以上の土壌調査実績及び金属調査実績）を確実に満たす事業者として、入札に参加した全ての事業者（4社）から見積書を取得したところ、いであ株式会社が最も安価であった。

いであ株式会社は、表層調査を実施した事業者であり、表層調査に従事した技術者による調査計画の立案及び測量等の事前調査のほか、調査に要する機材（位置測量、金属調査、土壌採取を行う重機）及び人材が既に確保されていた。そのため、この機会に契約することにより、他社と比べ最小限のコストに抑えられるとともに、工期短縮を図ることができることから、著しく安価な価格で契約することができる。

なお、住宅敷地内という現に団地住民が生活を営んでいる状況下での作業についても、今まで問題が発生することもなく、敷地内の配慮事項を既に熟知しており、入居者への安全確保、関係者への負担軽減を図ることができ、円滑に履行することが期待できる。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市三条市営住宅新築工事 ただし、S 1 棟（仮称）建築主体その他工事について
- 2 担当所属名
都市計画局住宅室すまいまちづくり課
- 3 契約締結日
令和5年10月30日
- 4 履行期間
令和5年12月28日から令和7年5月27日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区土橋町350番地
株式会社藤井組
- 6 契約金額（税込み）
577,280,000円
- 7 契約内容
京都市三条市営住宅S1棟（仮称）新築工事を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
一般競争入札を実施したが、応札者がなく、不成立となった。
本件入札参加有資格者（市内Aランク業者）に、本件工事請負契約の締結意向の確認及び見積書の提出依頼を行い、計2者から見積書を徴取した結果、株式会社藤井組の見積金額が、予定価格の範囲内かつ最も低い価格であったため、同社と随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
建築工事	1	式	401,967,607	
昇降機設備工事	1	式	12,332,000	
計			414,299,607	
共通費				
共通仮設費	1	式	39,632,568	
現場管理費	1	式	41,781,605	
一般管理費等	1	式	60,486,220	
計			141,900,393	
工事価格	1	式	556,200,000	
消費税等相当額	1	式	55,620,000	消費税率 10 %
工事費	1	式	611,820,000	

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
第2駐車場解体撤去工事	1	式	4,325,234	
S 1 棟新築工事	1	式	384,658,532	
屋外付帯工事	1	式	12,983,841	
計			401,967,607	

昇降機設備工事 種目別内訳

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
昇降機設備工事	1	式	12,332,000	
計			12,332,000	

第2駐車場解体撤去工事									
名	称	数	量	単	位	金	額	備	考
解体撤去工事		1		式		3,266,440			
発生材処理		1		式		1,058,794			
	計					4,325,234			

建築工事 科目別内訳

S 1 棟新築工事									
名	称	数	量	単	位	金	額	備	考
【共用躯体工事】									
直接仮設	(共用躯体工事)	1		式		18,835,968			
土工	(共用躯体工事)	1		式		23,746,305			
地業	(共用躯体工事)	1		式		21,801,222			
鉄筋	(共用躯体工事)	1		式		40,894,010			
コンクリート	(共用躯体工事)	1		式		38,814,188			
型枠	(共用躯体工事)	1		式		41,370,304			
鉄骨	(共用躯体工事)	1		式		1,069,528			
【共用仕上工事】									
既製コンクリート	(共用仕上工事)	1		式		10,037,396			
防水	(共用仕上工事)	1		式		9,001,706			
タイル	(共用仕上工事)	1		式		1,069,470			
屋根及びとい	(共用仕上工事)	1		式		6,901,759			
金属	(共用仕上工事)	1		式		16,920,736			
左官	(共用仕上工事)	1		式		11,166,395			

S 1 棟新築工事								
名	称	数	量	単位	金	額	備	考
建具	(共用仕上工事)	1		式		754,000		
塗装	(共用仕上工事)	1		式		178,909		
内外装	(共用仕上工事)	1		式		1,504,341		
ユニット及びその他	(共用仕上工事)	1		式		2,937,640		
【住戸仕上工事】								
防水	(住戸仕上工事)	1		式		285,600		
木工	(住戸仕上工事)	1		式		31,407,176		
金属	(住戸仕上工事)	1		式		1,121,628		
左官	(住戸仕上工事)	1		式		3,490,927		
建具	(住戸仕上工事)	1		式		40,706,720		
塗装	(住戸仕上工事)	1		式		1,131,405		
内外装	(住戸仕上工事)	1		式		23,680,146		
ユニット及びその他	(住戸仕上工事)	1		式		33,024,230		
【集会室仕上工事】								
既製コンクリート	(集会室仕上工事)	1		式		162,824		

建築工事 科目別内訳

S 1 棟新築工事								
名	称	数	量	単位	金	額	備	考
防水	(集会室仕上工事)	1		式		12,579		
木工	(集会室仕上工事)	1		式		359,015		
金属	(集会室仕上工事)	1		式		100,108		
左官	(集会室仕上工事)	1		式		162,012		
建具	(集会室仕上工事)	1		式		813,800		
塗装	(集会室仕上工事)	1		式		30,924		
内外装	(集会室仕上工事)	1		式		638,830		
ユニット及びその他	(集会室仕上工事)	1		式		228,216		
【EV仕上工事】								
防水	(EV仕上工事)	1		式		43,754		
左官	(EV仕上工事)	1		式		2,714		
ユニット及びその他	(EV仕上工事)	1		式		4,400		
【ボンプ室仕上工事】								
既製コンクリート	(ボンプ室仕上工事)	1		式		30,752		
防水	(ボンプ室仕上工事)	1		式		2,652		

S 1棟新築工事						
名	称	数	量	単位	金額	備考
左官	(ホヅメ 室仕上工事)	1		式	41,119	
建具	(ホヅメ 室仕上工事)	1		式	58,900	
塗装	(ホヅメ 室仕上工事)	1		式	5,376	
【段下倉庫仕上工事】						
既製コンクリート	(段下倉庫仕上工事)	1		式	23,880	
防水	(段下倉庫仕上工事)	1		式	2,652	
左官	(段下倉庫仕上工事)	1		式	18,040	
建具	(段下倉庫仕上工事)	1		式	58,900	
塗装	(段下倉庫仕上工事)	1		式	5,376	
計					384,658,532	

建築工事 科目別内訳

屋外付帯工事						
名	称	数	量	単位	金額	備考
囲障		1		式	5,155,507	
構内舗装		1		式	2,450,921	
駐車場整備		1		式	318,538	
屋外排水		1		式	1,368,745	
植栽		1		式	960,130	
自転車置場		1		式	2,730,000	
計					12,983,841	

昇降機設備工事								
名	称	数	量	単位	金	額	備	考
昇降機設備		1		式		12,332,000		
	計					12,332,000		

建築工事 中科目別内訳

第2駐車場解体撤去工事					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
解体撤去工事		1	式	3,266,440	
計				3,266,440	
発生材処理	運搬	1	式	506,990	
発生材処理	処分	1	式	551,804	
計				1,058,794	

建築工事 中科目別内訳

S1棟新築工事					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
直接仮設 (共用躯体工事)		1	式	18,835,968	
計				18,835,968	
土工 (共用躯体工事)		1	式	23,746,305	
計				23,746,305	
地業 (共用躯体工事)	地業	1	式	464,672	
地業 (共用躯体工事)	地盤改良	1	式	21,336,550	
計				21,801,222	
鉄筋 (共用躯体工事)	躯体	1	式	40,894,010	
計				40,894,010	
コンクリート (共用躯体工事)	躯体	1	式	38,814,188	
計				38,814,188	
型枠 (共用躯体工事)	躯体	1	式	39,692,824	
型枠 (共用躯体工事)	外部仕上	1	式	1,677,480	
計				41,370,304	
鉄骨 (共用躯体工事)		1	式	714,888	

S 1棟新築工事					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
鉄骨 (共用躯体工事)	耐火被覆	1	式	354,640	
計				1,069,528	
既製コンクリート (共用仕上工事)	外部	1	式	10,037,396	
計				10,037,396	
防水 (共用仕上工事)	外部	1	式	9,001,706	
計				9,001,706	
タイル (共用仕上工事)	外部	1	式	1,069,470	
計				1,069,470	
屋根及びとい (共用仕上工事)	外部	1	式	6,901,759	
計				6,901,759	
金属 (共用仕上工事)	外部	1	式	16,920,736	
計				16,920,736	
左官 (共用仕上工事)	外部	1	式	11,166,395	
計				11,166,395	
建具 (共用仕上工事)	アルミニウム製建具	1	式	754,000	

建築工事 中科目別内訳

S 1棟新築工事					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
計				754,000	
塗装 (共用仕上工事)	外部	1	式	178,909	
計				178,909	
内外装 (共用仕上工事)	外部	1	式	1,504,341	
計				1,504,341	
ユニット及びその他 (共用仕上工事)	外部	1	式	2,937,640	
計				2,937,640	
防水 (住戸仕上工事)	外部	1	式	285,600	
計				285,600	
木工 (住戸仕上工事)		1	式	31,407,176	
計				31,407,176	
金属 (住戸仕上工事)	内部	1	式	1,121,628	
計				1,121,628	
左官 (住戸仕上工事)	外部	1	式	560,000	
左官 (住戸仕上工事)	内部	1	式	2,930,927	

S 1棟新築工事					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
計				3,490,927	
建具 (住戸仕上工事)	アルミニウム製建具	1	式	5,057,400	
建具 (住戸仕上工事)	鋼製建具	1	式	10,049,500	
建具 (住戸仕上工事)	木製建具	1	式	22,452,800	
建具 (住戸仕上工事)	ガラス	1	式	3,147,020	
計				40,706,720	
塗装 (住戸仕上工事)	内部	1	式	1,131,405	
計				1,131,405	
内外装 (住戸仕上工事)	内部	1	式	23,680,146	
計				23,680,146	
ユニット及びその他 (住戸仕上工事)	内部	1	式	33,024,230	
計				33,024,230	
既製コンクリート (集会室仕上工事)	内部	1	式	162,824	
計				162,824	
防水 (集会室仕上工事)	外部	1	式	12,138	

建築工事 中科目別内訳

S 1棟新築工事					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
防水 (集会室仕上工事)	内部	1	式	441	
計				12,579	
木工 (集会室仕上工事)		1	式	359,015	
計				359,015	
金属 (集会室仕上工事)	内部	1	式	100,108	
計				100,108	
左官 (集会室仕上工事)	外部	1	式	23,800	
左官 (集会室仕上工事)	内部	1	式	138,212	
計				162,012	
建具 (集会室仕上工事)	アルミニウム製建具	1	式	181,300	
建具 (集会室仕上工事)	鋼製建具	1	式	420,100	
建具 (集会室仕上工事)	木製建具	1	式	113,600	
建具 (集会室仕上工事)	ガラス	1	式	98,800	
計				813,800	
塗装 (集会室仕上工事)	内部	1	式	30,924	

S 1 棟新築工事					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
計				30,924	
内外装 (集会室仕上工事)	内部	1	式	638,830	
計				638,830	
ユニット及びその他 (集会室仕上工事)	内部	1	式	228,216	
計				228,216	
防水 (EV仕上工事)	内部	1	式	43,754	
計				43,754	
左官 (EV仕上工事)	内部	1	式	2,714	
計				2,714	
ユニット及びその他 (EV仕上工事)	内部	1	式	4,400	
計				4,400	
既製コンクリート (ホップ室仕上工事)	内部	1	式	30,752	
計				30,752	
防水 (ホップ室仕上工事)	外部	1	式	2,652	
計				2,652	

建築工事 中科目別内訳

S 1 棟新築工事					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
左官 (ホップ室仕上工事)	外部	1	式	5,200	
左官 (ホップ室仕上工事)	内部	1	式	35,919	
計				41,119	
建具 (ホップ室仕上工事)	鋼製建具	1	式	58,900	
計				58,900	
塗装 (ホップ室仕上工事)	外部	1	式	5,376	
計				5,376	
既製コンクリート (段下倉庫仕上工事)	内部	1	式	23,880	
計				23,880	
防水 (段下倉庫仕上工事)	外部	1	式	2,652	
計				2,652	
左官 (段下倉庫仕上工事)	外部	1	式	5,200	
左官 (段下倉庫仕上工事)	内部	1	式	12,840	
計				18,040	
建具 (段下倉庫仕上工事)	鋼製建具	1	式	58,900	

S 1棟新築工事					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
計				58,900	
塗装 (段下倉庫仕上工事)	内部	1	式	5,376	
計				5,376	

屋外付帯工事					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
囲障		1	式	5,155,507	
計				5,155,507	
構内舗装		1	式	2,450,921	
計				2,450,921	
駐車場整備		1	式	318,538	
計				318,538	
屋外排水		1	式	1,368,745	
計				1,368,745	
植栽		1	式	960,130	
計				960,130	
自転車置場		1	式	2,730,000	
計				2,730,000	

昇降機設備工事					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
昇降機設備	昇降機設備	1	式	12,332,000	
計				12,332,000	

随意契約締結結果報告書

1 件名

錦林市営住宅境界確定等業務委託

2 担当所属名

都市計画局住宅室すまいまちづくり課

3 契約締結日

(当初) 令和5年4月13日

(変更後) 令和6年3月14日

4 履行期間

令和5年4月13日から令和6年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町439番地 京都土地家屋調査士会館3階
公益社団法人 京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会

6 契約金額 (税込み)

(当初) 6,820,000円

(変更後) 6,602,200円

7 契約内容

土地の境界や沿革に関する綿密な資料調査、境界杭の確認等の現地調査、境界紛争の有無の確認等を行ったうえ、市有地と隣接地の境界を確定し、市有地の実態に応じた適正な表示登記を行う。

8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)

当初契約後の詳細調査により、建物滅失登記に関する公簿類資料調査の対象筆数増加及び滅失証明用の上申書作成の追加があったこと、並びに、分筆登記・地目変更登記申請手続対象筆数が増加したため、当該業務に関する数量が増加している。また、開発対応の測量を中心に実施したため、開発区域外の多角測量、面積測量、境界標理設について数量が減少している。以上のことから、変更契約を締結している。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

委託先の選定に当たっては、業務の目的、性質に照らし、受託者の組織体制、信用、技術力、経験等を総合的に勘案する必要があるほか、本件業務の性格上、以下の技術要件を満たす必要がある。

- (1)本市の競争入札参加資格者名簿に登録されていること(京都市契約事務規則第26条の2)。
- (2)本市内に事務所を有すること(京都市公契約基本条例第6条)。
- (3)業務の性質上、表題登記業務までを行う必要があるため、本市において同様の形態の土地の表示登記業務を行っている京都土地家屋調査士会の会員である土地家屋調査士法人又は公益社団法人公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「公嘱協会」という。)のいずれかであること(土地家屋調査士法第68条)。

(京都土地家屋調査士会「法人会員の情報※」参照)

※http://www.chosashi-kyoto.or.jp/search_membership.html

- (4)本件については、令和5年度の住棟の建替えに係る都市計画法第34条の2による協議(開発許可の特例)に向けて、今年度末までに認定道路の廃止及び認定道路の明示を完了させる必要があり、迅速かつ適正な業務遂行に向けた体制等が求められるため、緊急時の代替社員の確保や成果品作成に係る社員向けの研修の実施などを行っていること。

上記(1)から(4)を満たす者は、公嘱協会のみである。

また、(4)に関し、公嘱協会については、土地家屋調査士法第63条の規定により官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行うものによる不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立された公益社団法人であり、多数の土地家屋調査士が所属している。

したがって、京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン 2(1)ウの「特定の1者しか履行できないもの」に該当すると解されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、公嘱協会に業務委託するものである。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
団地再生事業（錦林市営住宅）開発行為協議書等作成業務委託
- 2 担当所属名
都市計画局住宅室すまいまちづくり課
- 3 契約締結日
（当初）令和4年9月22日
（変更後）令和5年12月21日
- 4 履行期間
令和4年9月23日から令和5年12月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市右京区西京極藪開町12番地
第一測量設計株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（当初）10,549,000円
（変更後）11,522,500円
- 7 契約内容
錦林市営住宅における団地再生事業において、開発行為の許可を受けるため、必要となる協議書等の作成及び手続を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
関係官公署との事前協議の結果、仕様書に基づく書類及び図面以外の図面が必要となったため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
①本業務委託は、一般競争入札に付し、令和4年8月5日に開札した。入札には一者が参加したが、審査の結果、入札参加資格に付する技術要件に関する提出書類に不備があったことから、技術要件を満たさず、入札不成立となった。
②本業務委託の入札は、①により、「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」における「6競争入札に付し入札者がいないとき（令第167条の2第1項第8号前段）」に該当する。

③書類不備により入札無効となった一者が資格を有していることを確認できる場合は、契約事務規則第27条ただし書の【特別な理由があるとき】に当たり、その一者と価格交渉を行ったため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
中京区西ノ京新建町12-38（新建公園）における埋蔵文化財発掘調査業務
- 2 担当所属名
都市計画局住宅室すまいまちづくり課
- 3 契約締結日
（当初）令和5年3月14日
（変更後）令和6年3月14日
- 4 履行期間
契約の日から令和6年3月29日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区今出川通大宮東入元伊佐町265番地の1
公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所
- 6 契約金額（税込み）
（当初）30,833,000円
（変更後）26,741,000円
- 7 契約内容
中京区西ノ京新建町12-38（新建公園）における埋蔵文化財発掘調査
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
 - (1) 事前の周辺調査の結果から、遺構の埋土が大量に発生することを見込んで重機による掘削を予定していたが、調査深度が深くなり、安全面を考慮し、重機の使用量を減らしたため、減額となった。
 - (2) 遺構が広範囲から出土することを想定しており、現場事務所（プレハブ）を移設し、現場事務所の地下を調査することとしていたが、遺構が出土する範囲が限られたことから、現場事務所を移設せずに調査できることになったため、現場事務所の移設費用が減額となった。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
埋蔵文化財の発掘調査については、本市の埋蔵文化財の特性及び歴史に関する専門的な知識が必

要であることから、市内で継続して発掘調査を実施していること、履行に必要な人員・機材等を保有していること、契約締結の意向があることを履行に必要な条件としている。

今回、文化財保護課作成の意向確認票にて候補者に確認を行ったところ、全ての条件を満たす者が、当該契約者のみであったため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
壬生東市営住宅に係る境界確定等業務委託について
- 2 担当所属名
都市計画局住宅室すまいまちづくり課
- 3 契約締結日
(当初) 令和5年8月30日
(変更後) 令和6年3月28日
- 4 履行期間
契約日から令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町439番地 京都土地家屋調査士会館3階
公益社団法人京都市共嘱託登記土地家屋調査士協会
- 6 契約金額 (税込み)
(当初) 13,961,200円
(変更後) 7,593,300円
- 7 契約内容
壬生東市営住宅に係る境界確定等業務
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)
本件業務は、土地の境界や沿革に関する綿密な資料調査、境界杭の確認等の現地調査、境界紛争の有無の確認等を行ったうえ、図面作成を行うものであり、対象資産の早期の適正な管理及び処分に向け、迅速かつ適正に進める必要がある業務である。
委託先の選定に当たっては、このような業務の目的、性質に照らし、受託者の組織体制、信用、技術力、経験等を総合的に勘案する必要があるほか、本件業務の性格上、以下の技術要件を満たす必要がある。
 - 1 本市の競争入札参加資格者名簿に登録されていること (京都市契約事務規則第26条の2)。
 - 2 本市内に事務所を有すること (京都市公契約基本条例第6条)。
 - 3 業務の性質上、表題登記業務までを行う必要があるため、本市において同様の形態の土地の表示登記業務を行っている京都土地家屋調査士会の会員である土地家屋調査士法人又は公益社団法人公共嘱託登記土地家屋調査士協会 (以下「公嘱協会」という。) のいずれかであること (土地家屋調査士法第68条)。 (京都土地家屋調査士会「法人会員の情報※」参照)
 - 4 本件については、整理する必要がある敷地規模が非常に広く、本件業務を踏まえて、将来的に本市の活性化に資するよう、賑わい施設を整備、運営する事業者を選定する必要があることから、多数の土地を迅速かつ適正に処理できる体制等が求められるため、適切な能力を持った

調査士を配置することができ、緊急時の代替調査士の確保や成果品作成に係る研修の実施などをしていること。

上記1から4を満たす者は、公嘱協会のみであるため、随意契約とする。

変更理由について、一部の土地については、登記名義人が京都市に変更されていないため、裁判判決・登記変更手続を経て、合筆作業を行い年度内に完了する見込みであった。しかし、裁判判決後に法務局で登記変更手続を行っている中で、手続期間が長期間になることが判明したことから、本契約は、現時点での成果物を受領し、精算することとする。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

8に記載した技術要件1から4を満たす者は、公嘱協会のみであること、公嘱協会については、土地家屋調査士法第63条の規定により官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行うものによる不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立された公益社団法人であり、多数の土地家屋調査士が所属していることから、公嘱協会に業務委託する。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度被災者向け住宅情報センター運営業務
- 2 担当所属名
都市計画局住宅室住宅管理課
- 3 契約締結日
令和6年1月4日
- 4 履行期間
令和6年1月4日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区中町通丸太町下る駒之町561番地の10
京都市住宅供給公社
- 6 契約金額（税込み）
6,300,000円
- 7 契約内容
令和6年能登半島地震の被災者への住宅提供に関する業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
震災被災者に対しての避難先としての住戸の提供は緊急を要するものであることから、委託先には被災者への住宅提供を、迅速に対応する能力が必要とされる。
一方で、京都市住宅供給公社（以下「公社」という。）は、公営住宅法第47条第1項の規定に基づき、本市公営住宅の管理業務（管理代行）を行っている。この管理代行は、公営住宅の管理権限（入居者の募集・決定、清掃・修繕等の維持管理等）を事業主体である本市に代わって行うものであり、被災者の公営住宅への入居希望者に対し、公営住宅住戸の提供を行う業務の実施に当たり、提供住戸の選定修繕から維持管理までの業務を既存の居住者との調整や住環境の維持を含めて実施できるのは、公社のみであり、性質又は目的が競争入札には適さないため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
「京都市市営住宅ストック総合活用指針」住替え事業に係る移転支援業務委託
- 2 担当所属名
都市計画局住宅室すまいまちづくり課
- 3 契約締結日
(当初)令和5年8月17日
(変更後)令和6年3月29日
- 4 履行期間
令和5年8月18日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区油小路通竹屋町下る橋本町494番地1
株式会社ビードリーム
- 6 契約金額(税込み)
(当初)63,694,023円
(変更後)47,433,281円
- 7 契約内容
「京都市市営住宅ストック総合活用指針」において、耐震性能が低く、他の市営住宅への住替えが必要となる「住替え実施団地」と位置付けられている市営住宅の入居者へ、戸別訪問等による事業説明、書類配布・回収及び相談対応等を行い、円滑に住替えができるよう支援を行う。
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
委託業務の実施結果を踏まえて精算し、委託料の額を確定したため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他